

守口市民体育館指定管理者制度 総合評価(施設所管課による評価)

【評価対象施設】 守口市民体育館
【指定管理者名】 公益財団法人守口市スポーツ振興事業団
【評価対象年度】 平成28年度
【施設所管課名】 市民生活部 スポーツ・青少年課

施設のサービス水準の視点 コメント

・施設利用率について、大体育室・小体育室のフロア改修工事により、例年より利用率が下がったが、武道室・多目的室においては、例年並の利用率で運営されていることについて評価した。
・アンケート調査も実施されており、意見・要望にも適切に回答されているが、提供しているサービスが利用者のニーズに合致しているか検証が必要である。

収支状況 コメント

・収入においては、フロア改修工事の影響により利用料金が大幅に減となったが、施設・備品等の修繕を自主で行ったことによる委託費の減、また電気契約変更による光熱水費の大幅な削減を達成する等支出削減に努められた成果は評価したい。
・当該年度の減収が見込まれるのであれば、減収の補填を検討し、当該年度経営計画に組み入れるべきである。また、駅前であるという立地条件を活かし、「観るスポーツ」などを積極的に誘致する取り組みも必要である。

市(施設所管課)による総合評価

・アンケート調査結果から、利用者満足度については、概ね良好であるが、アンケートの収集方法として、直接配布のみならず、ホームページ上での回答や、アンケート結果を市民に広く周知させる方法について検討していただきたい。また、施設の老朽化について利用者より意見が挙がっているが、日常修繕については、指定管理者が適切に対応されている。大規模改修については、指定管理者と協議しながら進めていかなければならないと考える。
・自主事業については、多様な事業が展開されていることや、初の試みとして体育館施設見学会等を実施し、広く市民に開かれた体育館づくりに向けた取り組みがなされたことについて評価する。今後も更なる利用者ニーズを意識した事業展開を期待する。

総合評価

B

総合評価区分

- A : 協定事項等を上回る水準で施設運営がされ、大変良好なサービスが提供されている
- B : 概ね協定事項等の水準どおり施設運営がされている
- C : 協定事項等の水準以下であった